

福島県水産業復興加速化総合対策事業

(流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援) の
採択基準及び採択方法について

制定 令和5年4月17日
水産課

1 趣旨

福島県水産業復興加速化総合対策事業（流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援）で整備を支援する設備、機器等の採択は、福島県水産業復興加速化総合対策事業補助金交付要綱（以下、交付要綱）、福島県水産業復興加速化総合対策事業実施要領（以下、実施要領）のほか、この基準に基づき実施するものとする。

2 採択基準

採択基準は、以下のとおりとする。

- (1) 県産水産物の流通量の拡大に必要な設備、機器等であること。
- (2) 水産物流通・加工業者の事業継続に必要な設備、機器等であること。
- (3) 当該年度内に整備を完了する設備、機器等であること。

3 採択方法

- (1) 採択の根拠とするもの。

ア 県内の漁業協同組合、福島県漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合など浜通り（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の15市町村）に所在する事業者から県の要望調査に対し提出のあった実施計画書。

イ 実施計画書において、各団体内で順位付けを行った要望する機器の優先順位。

ウ 福島県水産業復興加速化総合対策事業（流通・加工業者の事業継続に必要な機器導入・更新の支援）実施計画書の⑫、⑬に記載されている県産水産物の年間流通拡大量と⑧の補助金額より、各機器ごとに費用便益化（B/C）を算出したもの。

(2) 採択方法

ア「2 採択基準」の内容がすべて合致しているものを対象とする。

イ 要望額が県予算以内である場合は、そのまま採択する。

ウ 要望額が県予算を超過した際は、以下(ア)、(イ)により、県予算以内とする。

(ア) 各団体の優先順位最下位のものから、要望事業費が予算の範囲となるまで不採択とする。

(イ) 予算の範囲とするため、各団体間で不採択とする機器等を選ぶ場合は当該機器のB/Cが最も小さいものを不採択とする。

4 対象となる設備・機器等

- (1) 冷凍・冷蔵機器
- (2) 製氷機
- (3) 出荷用機器
- (4) 包装用機器
- (5) 自動選別機
- (6) その他、福島県知事が県産水産物の流通量拡大に有効と認めたもの

5 補助事業対象者

県内の漁業協同組合、福島県漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、事業協同組合など、浜通り地域に事業所や工場等が所在する水産物を主として流通・

加工を行う事業者の団体であること。

なお、浜通り地域とは、いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村の15市町村。